

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	西2丁目線地下自転車等駐車場路面管理業務
発 注 課	建) 土木部工事課
選 定 事 業 者	岩田地崎建設 株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本工事区間については、地元商店街設置の歩道ロードヒーティングが、駐輪場工事に伴い使用出来なくなっていることから、代替の仮設ロードヒーティングマットを設置するところである。</p> <p>しかし、地元商店街から精度の高い路面管理を求められており、仮設ロードヒーティングマット端部など、臨機の人力除雪が必要であること、また、3月下旬のマット撤去は、現場の天候状況に応じてタイミングよく行う必要があることから、下記の理由により、駐輪場工事を受注している特定共同企業体の代表者である当該業者を指名する。</p> <p>① 路面管理は、積雪状況や商店街の要求に応じて対応する必要があるが、当該業者は、駐輪場工事を受注しており、現地状況に精通していることから、迅速に対応することができる。</p> <p>② 当該業者は、夜間施工で工事を行っているが、現場管理は昼夜を問わず行っているため、終日臨機に対応することができる。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決 定 日	平成29年9月26日